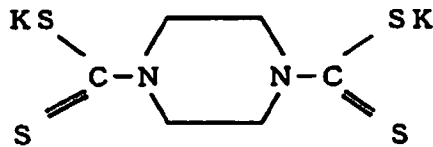


別 紙

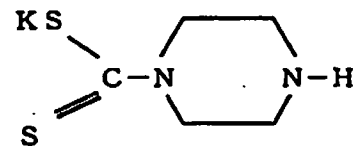
物 件 目 録

有効成分として下記化学式で示されるピペラジン-N, N'-ビスカルボジチオ酸カリウム（別称：ジカリウム=ピペラジン-1, 4-ビスカルボジチオアート）及びピペラジン-N-カルボジチオ酸カリウム（別称：カリウム=ピペラジン-1-カルボジチオアート）の一方又は双方を含有する飛灰中の重金属固定化処理剤（それ以外の化学成分を含有するか否かは問わない。）



ピペラジン-N, N'-ビスカルボジチオ酸カリウム

(別称：ジカリウム=ピペラジン-1, 4-
ビスカルボジチオアート)



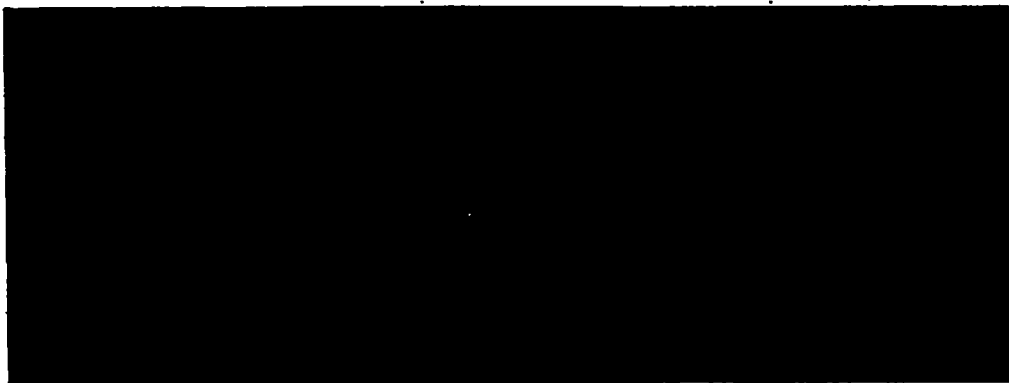
ピペラジン-N-カルボジチオ酸カリウム

(別称：カリウム=ピペラジン-1-
カルボジチオアート)

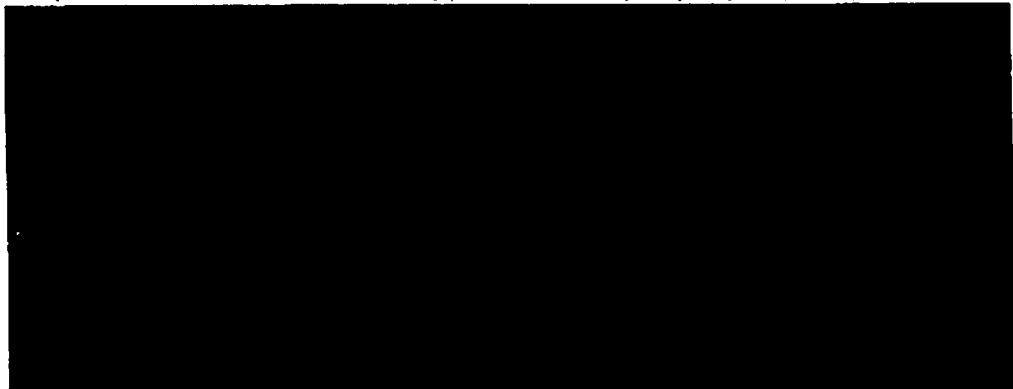
別紙

参考製品名目録 1

NEWエボルバ810, NEWエボルバ810 (カイ), エボルバ1000,
NEWエボルバ810S, NEWエボルバ810K,



NEWエボルバ810-4, NEWエボルバ810-5,
NEWエボルバ810カイ-5, NEWエボルバ812,
エボルバS-1, NEWエボルバ810-6S, NEWエボルバ810-4,



参考製品名目録 2



別 紙

参考製品名目録 3



別紙

請求債権目録(第1次請求)

I、請求金額の合計額

金 3,248,759,242 円

II、請求金額の各年度別内訳一覧表

	期 間	年 度	A 逸失利益	B 実施料 相当額	C 弁護士 費用	D 年度別合計	E 遅延損害 金起算日
	平成	平成	逸失利益の損 害金 (円/年)	実施料相当額 の損害金 (円/年)	弁護士費用相 当額の損害金 (円)	損害賠償請求 金額の各年度 別合計 (円/年)	遅延損害金 の各年度別 起算年月日 (平成)
1	15.01.24~ 15.03.31						
2	15.04.01~ 16.03.31	15 年度					16.04.01~
3	16.04.01~ 17.03.31	16 年度					17.04.01~
4	17.04.01~ 18.03.31	17 年度					18.04.01~
5	18.04.01~ 19.03.31	18 年度					19.04.01~
6	19.04.01~ 20.03.31	19 年度					20.04.01~
7	20.04.01~ 21.03.31	20 年度					21.04.01~
8	21.04.01~ 21.09.30	21 年度 上半期					21.10.01~
9	21.10.01 ~ 22.03.31	21 年度 下半期					22.04.01~
10	22.04.01~ 23.03.31	22 年度					23.04.01~
	総 合 計 (円)					3,248,759,242 (円)	

以 上

別紙

請求債権目録(第2次請求)

I、請求金額の合計額

金 3,094,960,150 円

II、請求金額の各年度別内訳一覧表

			A	B	C	D	E
	期間	年度	逸失利益	実施料相当額	弁護士費用	年度別合計	遅延損害金起算日
	平成	平成	逸失利益の損害金 (円/年)	実施料相当額の損害金 (円/年)	弁護士費用相当額の損害金 (円)	損害賠償請求金額の各年度別合計 (円/年)	遅延損害金の各年度別起算年月日 (平成)
1	16.01.24~ 16.08.31						16.04.01~
2	16.04.01~ 16.08.31	15年度					
3	16.04.01~ 17.03.31	16年度					17.04.01~
4	17.04.01~ 18.03.31	17年度					18.04.01~
5	18.04.01~ 19.03.31	18年度					19.04.01~
6	19.04.01~ 20.03.31	19年度					20.04.01~
7	20.04.01~ 21.03.31	20年度					21.04.01~
8	21.04.01~ 21.09.30	21年度 上半期					21.10.01~
9	21.10.01~ 22.03.31	21年度 下半期					22.04.01~
10	22.04.01~ 23.03.31	22年度					23.04.01~
	総合計(円)					3,094,960,150 (円)	

以上

別紙
(第1次請求)

1審原告第1表
被告製品の販売数量

期間	年度	A	B	C
平成	平成	被告中間製品を 除く被告製品の 販売数量(kg) B 鑑定書の図表1	被告中間製品の 販売数量 (kg) B 鑑定書の図表2	被告製品の 全販売数量(kg) A+B
15.01.24~15.03.31				
15.04.01~16.03.31	15年度			
16.04.01~17.03.31	16年度			
17.04.01~18.03.31	17年度			
18.04.01~19.03.31	18年度			
19.04.01~20.03.31	19年度			
20.04.01~21.03.31	20年度			
21.04.01~21.09.30	21年度 上半期			
21.10.01~22.03.31	21年度 下半期			
22.04.01~23.03.31	22年度			
合計(kg)				

(注1)平成21年度上半期迄については、原判決添付別表1と同じである。

(注2)平成21年度下半期、平成22年度上半期および下半期の被告製品の販売数量は、平成21年度上半期の被告製品の販売数量と同じとみなした。
従って、平成21年度下半期及び平成22年度における上記A欄及びC欄の各数値は、平成21年度上半期の数値をそれぞれ1倍及び2倍した数値である。

別紙
(第1次請求)

1審原告第2表
被告製品の平均販売単価

期間	年度	A	B	C	D	E
平成	平成	被告中間製品を 除く被告製品の 販売金額 (円) B 鑑定書の 図表1	被告中間製品の 販売金額 (円) B 鑑定書の 図表2	被告中間製品を 含む被告製品の 販売金額 (円) A+B	被告中間製品を 含む被告製品の 販売数量(kg) 第1表のC	被告製品の平均 販売単価 (円/kg) C÷D
15.01.24~ 15.03.31						
15.04.01~ 16.03.31	15年度					
16.04.01~ 17.03.31	16年度					
17.04.01~ 18.03.31	17年度					
18.04.01~ 19.03.31	18年度					
19.04.01~ 20.03.31	19年度					
20.04.01~ 21.03.31	20年度					
21.04.01~ 21.09.30	21年度 上半期					
21.10.01~ 22.03.31	21年度 下半期					
22.04.01~ 23.03.31	22年度					

※ 上記E欄は、小数点第3位以下を四捨五入した。

(注1) 平成21年度下半期及び平成22年度における上記A欄～D欄の各数値は、いずれも平成21年度上半期の数値をそれぞれ1倍及び2倍した数値である。

(注2) 平成21年度下半期及び平成22年度における上記E欄の数値は、平成21年度上半期の数値を使用した。

別紙
(第1次請求)

1審原告第3表

被告製品を除くピペラジン系重金属固定化処理剤
市場における原告製品の市場占有率(17年度迄)

期間	年度	A	B	C	D	E
平成	平成	原告製品の販売数量(トン) A 鑑定書の第4表	被告製品の販売数量(トン) 第1表のC	市場規模(トン) 経産大臣への届出数量からの推測値	被告製品を除く市場規模(トン) C-B	被告製品を除く市場における原告製品の占有率(%) A÷D
15.01.24~ 15.03.31				2,713		
15.04.01~ 16.03.31	15年度			14,787		
16.04.01~ 17.03.31	16年度			20,455		
17.04.01~ 18.03.31	17年度			19,963		

※ 上記A欄~D欄は、1トン未満を四捨五入した。

※ 上記E欄は、小数点第2位以下を四捨五入した。

(注1)平成18年度以降は、OEMS社が原告製品の製造委託先となったため、平成17年度迄のような原告製品の市場占有率を考慮する必要はない。

別紙
(第1次請求)

1審原告第4表

原告製品の市場占有率(17年度迄)を考慮した
甲社製原告製品の製造販売可能数量

期間	年度	A	B	C
平成	平成	被告製品の 販売数量(kg) 第1表のC	Aのうち甲社製原告製 品の製造販売可能数 量 (kg) A×第3表のE (17年度迄)	甲社における余剰製 造能力(kg/年) A 鑑定書の第5表 イ欄×1000(kg)
15.01.24~15.03.31				
15.04.01~16.03.31	15年度			
16.04.01~17.03.31	16年度			
17.04.01~18.03.31	17年度			
18.04.01~19.03.31	18年度			
19.04.01~20.03.31	19年度			
20.04.01~21.03.31	20年度			
21.04.01~21.09.30	21年度 上半期			
21.10.01~22.03.31	21年度 下半期			
22.04.01~23.03.31	22年度			
合計(kg)				

(注1)平成18年度以降は、被告製品の販売数量の全部を、甲社製原告製品で製造販売することが可能であった。

(注2)平成21年度下半期及び平成22年度における上記A欄～C欄の各数値は、平成21年度上半期の各数値をそれぞれ1倍及び2倍した数値である。

別紙
(第1次請求)

1審原告第5表
甲社製原告製品の単位数量当たりの利益額

期間	年度	A	B	C
平成	平成	甲社製原告製品の平均販売単価 (円/kg) A 鑑定書の第2表、 および甲第64号証	甲社製原告製品の 変動費単価 (円/kg) A 鑑定書の第2表、 および甲第64号証	甲社製原告製品の 限界利益 (円/kg) A-B
15.01.24~15.03.31				
15.04.01~16.03.31	15年度			
16.04.01~17.03.31	16年度			
17.04.01~18.03.31	17年度			
18.04.01~19.03.31	18年度			
19.04.01~20.03.31	19年度			
20.04.01~21.03.31	20年度			
21.04.01~21.09.30	21年度 上半期			
21.10.01~22.03.31	21年度 下半期			
22.04.01~23.03.31	22年度			

(注1) 上記A欄～C欄のいずれも、平成16年度乃至平成21年度上半期についてはA 鑑定書の第2表(A社単独値)、平成21年度下半期及び平成22年度については甲第64号証のⅡの2(A社単独値)による。

別紙
(第1次請求)

1審原告第6表
特許法第102条第1項に基づく損害額

期間	年度	A	B	C
平成	平成	被告製品の販売数量のうち甲社製原告製品の製造販売可能数量 (kg) 第4表のB	甲社製原告製品の限界利益 (円/kg) 第5表のC	甲社製原告製品が製造販売可能であったことによる損害額 (円) A×B
15.01.24~ 15.03.31				
15.04.01~ 16.03.31	15年度			
16.04.01~ 17.03.31	16年度			
17.04.01~ 18.03.31	17年度			
18.04.01~ 19.03.31	18年度			
19.04.01~ 20.03.31	19年度			
20.04.01~ 21.03.31	20年度			
21.04.01~ 21.09.30	21年度 上半期			
21.10.01~ 22.03.31	21年度 下半期			
22.04.01~ 23.03.31	22年度			
合計				

(注1) 上記C欄の数値が、1審原告第3準備書面の別紙1のA欄の数値である。

別紙
(第1次請求)

1審原告第7表

特許法第102条第1項に基づく損害額(参考:17年度迄の原告製品の市場占有率を考慮しない場合)

期間	年度	A	B(参考)		
平成	平成	甲社製原告製品が製造販売可能であったことによる損害額(17年度迄の原告製品の市場占有率を考慮した金額) (円) 第6表のC	17年度迄の市場占有率を考慮することなく、被告製品の全販売数量を甲社製原告製品で製造販売し得たとして計算した損害額 (円) 第1表のC×第5表のC		
15.01.24~ 15.03.31					
15.04.01~ 16.03.31	15年度				
16.04.01~ 17.03.31	16年度				
17.04.01~ 18.03.31	17年度				
18.04.01~ 19.03.31	18年度				
19.04.01~ 20.03.31	19年度				
20.04.01~ 21.03.31	20年度				
21.04.01~ 21.09.30	21年度 上半期				
21.10.01~ 22.03.31	21年度 下半期				
22.04.01~ 23.03.31	22年度				
合計					

(注1) 上記B欄の数値は、平成17年度までの原告製品の市場占有率を考慮することなく、平成15年度～平成22年度の被告製品の全販売数量について甲社製原告製品が製造販売可能であったとして計算した損害額である。

別紙
(第1次請求)

1審原告第8表

実施料相当額の算定対象となる被告製品の
販売数量(第1表のC-第4表のB)

期間	年度	A	B	C
平成	平成	被告製品の 販売数量 (kg) 第1表のC	Aのうち甲社製原告製 品の製造販売可能数量 (kg) 第4表のB	実施料相当額の 算定対象数量 (kg) A-B
15.01.24~ 15.03.31				
15.04.01~ 16.03.31	15年度			
16.04.01~ 17.03.31	16年度			
17.04.01~ 18.03.31	17年度			
18.04.01~ 19.03.31	18年度			
19.04.01~ 20.03.31	19年度			
20.04.01~ 21.03.31	20年度			
21.04.01~ 21.09.30	21年度 上半期			
21.10.01~ 22.03.31	21年度 下半期			
22.04.01~ 23.03.31	22年度			
合計				

別紙
(第1次請求)

1審原告第9表

特許法第102条第3項に基づく損害額

期間	年度	A	B	C	D
平成	平成	実施料相当額の 算定対象数量 (kg) 第8表のC	被告製品の 平均販売単価 (円/kg) 第2表のE	実施料率	実施料相当額の 損害額 (円) A×B×C
15.01.24~ 15.03.31					
15.04.01~ 16.03.31	15年度				
16.04.01~ 17.03.31	16年度				
17.04.01~ 18.03.31	17年度				
18.04.01~ 19.03.31	18年度				
19.04.01~ 20.03.31	19年度				
20.04.01~ 21.03.31	20年度				
21.04.01~ 21.09.30	21年度 上半期				
21.10.01~ 22.03.31	21年度 下半期				
22.04.01~ 23.03.31	22年度				
合計					

(注1) 上記D欄の数値が、1審原告第3準備書面の別紙1のB欄の数値である。

別紙
(第2次請求)

1審原告第10表

被告製品を除くピペラジン系重金属固定化処理剤
市場における原告製品の市場占有率(22年度迄)

期間	年度	A	B	C	D	E
平成	平成	原告製品の 販売数量(トン) A 鑑定書の第4 表、および甲第64号 証	被告製品の 販売数量(トン) 第1表のC	市場規模(トン) 経産大臣への届出 数量からの推測値	被告製品を除く 市場規模(トン) C-B	被告製品を除く市場 における原告製品の 市場占有率(%) A÷D
15.01.24~ 15.03.31				2,713		
15.04.01~ 16.03.31	15年度			14,787		
16.04.01~ 17.03.31	16年度			20,455		
17.04.01~ 18.03.31	17年度			19,963		
18.04.01~ 19.03.31	18年度			20,635		
19.04.01~ 20.03.31	19年度			19,689		
20.04.01~ 21.03.31	20年度			20,771		
21.04.01~ 21.09.30	21年度 上半期			9,241		
21.10.01~ 22.03.31	21年度 下半期			9,241		
22.04.01~ 23.03.31	22年度			18,482		

※ 上記A欄～D欄は、1トン未満を四捨五入した。

※ 上記E欄は、小数点第2位以下を四捨五入した。

(注1) 平成21年度下半期及び平成22年度における上記A欄の数値は、甲第64号証のⅢの1及び2の「全平均値」欄に記載の販売数量である。

(注2) 平成18年度における上記C欄の数値は、この年度にOEMS社が原告製品の製造委託先となったため、ピペラジン系重金属固定化処理剤の市場規模は原告製品と被告製品の販売数量の合計に等しいものと考えられるので、A+Bの数値(20,635トン)とした。

(注3) 平成21年度上半期及び下半期における上記C欄の数値は、甲第50号証の7頁の届出数値(合計7,023トン)を製品の平均濃度である38%で除した数値(18,482トン)の1/2を、それぞれ記載した。平成22年度の数値は、平成21年度の数値(合計18,482トン)とした。

別紙
(第2次請求)

1審原告第11表

原告製品の市場占有率(22年度迄)を考慮した
甲社製原告製品の製造販売可能数量

期間	年度	A	B	C	D
平成	平成	被告製品の 販売数量(kg) 第1表のC	被告製品を除く市 場における原告製 品の市場占有率 (22年度迄) (%) 第10表のB	AのうちBの市場占 有率を考慮した甲 社製原告製品の製 造販売可能数量 (kg) A×B	甲社における余 剰製造能力 (kg) 第4表のC
15.01.24~15.03.31					
15.04.01~16.03.31	15年度				
16.04.01~17.03.31	16年度				
17.04.01~18.03.31	17年度				
18.04.01~19.03.31	18年度				
19.04.01~20.03.31	19年度				
20.04.01~21.03.31	20年度				
21.04.01~21.09.30	21年度 上半期				
21.10.01~22.03.31	21年度 下半期				
22.04.01~23.03.31	22年度				
合計(kg)					

※ 上記C欄は、1kg未満を四捨五入した。

別紙
(第2次請求)

1審原告第12表

特許法第102条第1項に基づく損害額

期間	年度	A	B	C
平成	平成	被告製品の販売数量のうち市場占有率(22年度迄)を考慮した甲社製原告製品の製造販売可能数量(kg) 第11表のC	甲社製原告製品の限界利益(円/kg) 第5表のC	甲社製原告製品が製造販売可能であったことによる損害額(円) A×B
15.01.24~ 15.03.31				
15.04.01~ 16.03.31	15年度			
16.04.01~ 17.03.31	16年度			
17.04.01~ 18.03.31	17年度			
18.04.01~ 19.03.31	18年度			
19.04.01~ 20.03.31	19年度			
20.04.01~ 21.03.31	20年度			
21.04.01~ 21.09.30	21年度 上半期			
21.10.01~ 22.03.31	21年度 下半期			
22.04.01~ 23.03.31	22年度			
	合計			

(注1) 上記C欄の数値が、1審原告第3準備書面の別紙2のA欄の数値である。

(第1次請求)

1審原告第13表

実施料相当額の算定対象となる被告製品の
販売数量(第1表のC-第11表のC)

期間	年度	A	B	C
平成	平成	被告製品の 販売数量 (kg) 第1表のC	Aのうち22年度迄の市 場占有率を考慮した甲 社製原告製品の製造販 売可能数量 (kg) 第11表のC	実施料相当額の 算定対象数量 (kg) A-B
15.01.24~ 15.03.31				
15.04.01~ 16.03.31	15年度			
16.04.01~ 17.03.31	16年度			
17.04.01~ 18.03.31	17年度			
18.04.01~ 19.03.31	18年度			
19.04.01~ 20.03.31	19年度			
20.04.01~ 21.03.31	20年度			
21.04.01~ 21.09.30	21年度 上半期			
21.10.01~ 22.03.31	21年度 下半期			
22.04.01~ 23.03.31	22年度			
	合計			

別紙
(第2次請求)

1審原告第14表
特許法第102条第3項に基づく損害額

期間	年度	A	B	C	D
平成	平成	実施料相当額の 算定対象数量 (kg) 第13表のC	被告製品の 平均販売単価 (円/kg) 第2表のB	実施料率	実施料相当額の 損害額 (円) A×B×C
15.01.24~ 15.03.31					
15.04.01~ 16.03.31	15年度				
16.04.01~ 17.03.31	16年度				
17.04.01~ 18.03.31	17年度				
18.04.01~ 19.03.31	18年度				
19.04.01~ 20.03.31	19年度				
20.04.01~ 21.03.31	20年度				
21.04.01~ 21.09.30	21年度 上半期				
21.10.01~ 22.03.31	21年度 下半期				
22.04.01~ 23.03.31	22年度				
合計					

(注1) 上記D欄の数値が、1審原告第3準備書面の別紙2のB欄の数値である。

1 審被告第1表
1 審被告製品の販売数量

期 間	年 度	B	C	D
平成	平成	中間製品を除く1 審被告製品の販売 数量 (Kg) 原審決別表1のA欄 (B 鑑定書の図表1 参照、平成21年度下 期、平成22年度は1 審被告第3準被告書面(別 冊)第1表参照)	1 審被告の中間製品の 販売数量 (Kg) 原審決別表1のB欄 (B 鑑定書の図表2参照、 平成21年度下期、平成22 年度は、1 審被告第3準被告 書面(別冊)第1表参照)	1 審被告製品の販売 数量 (Kg) ※H17年度まで B+C ※H18年度以降 B
15.1.24~15.8.31				
15.4.1~16.8.31	15年度			
16.4.1~17.3.31	16年度			
17.4.1~18.3.31	17年度			
18.4.1~19.8.31	18年度			
19.4.1~20.3.31	19年度			
20.4.1~21.8.31	20年度			
21.4.1~21.9.30	21年度 上半期			
21.10.1~22.8.31	21年度 下半期			
22.4.1~23.3.31	22年度			

1審被告第2表

1審被告製品を除く市場における1審原告製品の市場占有率

期間	年度	E	F	G	H
平成	平成	飛灰用重金属固定化処理剤の市場規模(トン) (乙94。但し、3万~3万5000千と記載されている場合は、その平均を取った。また、平成16年度については平成15年度と同一とした。)	1審被告製品を除く飛灰用重金属固定化処理剤の市場規模(トン)	1審原告製品の販売数量(トン) 原判決別表3のA欄(A鑑定書の第4表) ・甲64	1審被告製品を除く市場における1審原告製品の市場占有率(%)
15.1.24~15.8.31		—			
15.4.1~16.8.31	15年度	30,000			
16.4.1~17.3.31	16年度	30,000			
17.4.1~18.3.31	17年度	32,500			
18.4.1~19.3.31	18年度	32,500			
19.4.1~20.3.31	19年度	32,500			
20.4.1~21.3.31	20年度	32,500			
21.4.1~21.9.30	21年度 上半期	16,250 ※1/2を乗じた			
21.10.1~22.3.31	21年度 下半期	16,250 ※1/2を乗じた			
22.4.1~23.3.31	22年度	30,000			

別紙

1 審被告第3表

1 審被告製品の販売がなければ販売可能であった1 審原告製品の数量 (市場占有率のみ考慮)

期 間	年 度	D	H	I
平成	平成	1 審被告製品の販売 数量 (Kg) ※H17年度まで A+B ※H18年度以降 A	1 審被告製品を除 く市場における1 審原告製品の市場 占有率 (%)	1 審被告製品の販売が なければ販売可能であ った1 審原告製品の数 量 (市場占有率のみ考 慮) (kg)
15.1.24~15.9.31				
15.4.1~15.9.30	15 年度 上期			
15.10.1~16.9.31	15 年度 下期			
16.4.1~17.9.31	16 年度			
17.4.1~18.9.31	17 年度			
18.4.1~19.9.31	18 年度			
19.4.1~20.9.31	19 年度			
20.4.1~21.9.31	20 年度			
21.4.1~21.9.31	21 年度 上半期			
21.10.1~22.9.31	21 年度 下半期			
22.4.1~23.9.31	22 年度			

1審被告第4表

102条1項に基づく1審原告の損害額

期 間	年 度	I	J	A	K
平 成	平 成	1審被告製品の販売がなければ販売可能であった1審原告製品の数量(市場占有率のみ考慮)(kg)	102条1項但書の事情(その他の事情)(%)	1審原告製品の単位数当たり利益の額(円)×Kg)・甲64	102条1項に基づく1審原告の損害額(円)
15.1.24~15.3.31			-		
15.4.01~16.3.31	15年度		10		
16.4.1~17.3.31	16年度		10		
17.4.1~18.3.31	17年度		10		
18.4.1~19.3.31	18年度		20		
19.4.1~20.3.31	19年度		20		
20.4.1~21.3.31	20年度		20		
21.4.1~21.9.30	21年度 上半期		20		
21.10.1~22.3.31	21年度 下半期		20		
22.4.1~23.3.31	22年度		20		
合計					71,623,585

別紙

1 審被告第5表

102条3項に基づく1審原告の損害額

期 間	年 度	B	L	M	N
平 成	平 成	中間製品を除く 1 審被告製品の 販売数量 (Kg)	中間製品を除く 1 審被告製品の 平均販売単価 (円) B 鑑定図表1 の平成 15 年 3 月期	実施料率(%)	102条3項に基 づく1審原告の損 害額 (円)
15.1.24~15.3.31				0.3	520,845

(別表1)

被告製品の販売数量

	期間	年度	A	B	C			
	平成	平成	参考製品2を除く被告製品の販売数量(kg) B 鑑定書の図表1 及び当事者間に争いのない事実	参考製品2の販売数量(kg) B 鑑定書の図表2 及び当事者間に争いのない事実	被告製品の全販売数量(kg) A+B			
第1期	15.01.24~15.03.31							
第2期	15.04.01~16.03.31	15年度						
	16.04.01~17.03.31	16年度						
	17.04.01~18.03.31	17年度						
第3期	18.04.01~19.03.31	18年度						
	19.04.01~20.03.31	19年度						
	20.04.01~21.03.31	20年度						
	21.04.01~21.09.30	21年度 上半期						
	21.10.01~22.03.31	21年度 下半期						
	22.04.01~23.03.31	22年度						
	合計(kg)							

(別表2)

1 全体値

	年度	期間	平均販売単価	控除対象費用(単価)			単位数量当たりの利益の額
				売上原価単価	変動販売費単価	合計	
第2期	平成15年度	4月～8月					
	平成16年度	4月～8月					
	平成17年度	4月～8月					
第3期	平成18年度	4月～8月					
	平成19年度	4月～8月					
	平成20年度	4月～8月					
	平成21年度上半期	4月～9月					
	平成21年度下半期	10月～3月					
	平成22年度	4月～8月					

単位:(円/kg)

2 甲社単独値

	年度	期間	平均販売単価	控除対象費用(単価)			単位数量当たりの利益の額
				売上原価単価	変動販売費単価	合計	
第2期	平成15年度	4月～8月					
	平成16年度	4月～8月					
	平成17年度	4月～8月					
第3期	平成18年度	4月～8月					
	平成19年度	4月～8月					
	平成20年度	4月～8月					
	平成21年度上半期	4月～9月					
	平成21年度下半期	10月～3月					
	平成22年度	4月～8月					

単位:(円/kg)

3 OEM3社の平均値

	年度	期間	平均販売単価	控除対象費用(単価)			単位数量当たりの利益の額
				売上原価単価	変動販売費単価	合計	
第2期	平成15年度	4月～8月					
	平成16年度	4月～8月					
	平成17年度	4月～8月					
第3期	平成18年度	4月～8月					
	平成19年度	4月～8月					
	平成20年度	4月～8月					
	平成21年度上半期	4月～9月					
	平成21年度下半期	10月～3月					
	平成22年度	4月～8月					

単位:(円/kg)

注: OEM3社からの仕入は平成18年度からのため、「第3表 OEM3社の平均値」における平成15年度～平成17年度は、「-」で示している。

(別表3)

被告製品を除くピペラジン系の飛灰用重金属固定化処理剤の市場における原告製品の市場占有率

	期 間	年 度	A	B	C	D	E	F
			原告製品の販売数量(トン)	被告製品の販売数量(トン)	経済大臣への届出数量から推測される市場規模(トン)	Cの市場における原告製品(A)及び被告製品(B)の占有率(%)	被告製品を除く市場規模	被告製品を除く市場における原告製品の市場占有率(%)
	平成	平成	A. 農定審第4表及び甲84	別表1のC		(A+B)+C	C-B	A÷D
第2期	15.04.01 ~ 16.03.31	15年度			14,787			
	16.04.01 ~ 17.03.31	16年度			20,455			
	17.04.01 ~ 18.03.31	17年度			19,963			
第3期	18.04.01 ~ 19.03.31	18年度			27,458			
	19.04.01 ~ 20.03.31	19年度			19,689			
	20.04.01 ~ 21.03.31	20年度			20,771			
	21.04.01 ~ 21.09.30	21年度上半期			18,482			
	21.10.01 ~ 22.03.31	21年度下半期			18,482			
	22.04.01 ~ 23.03.31	22年度			18,482			

* A~C, Eにつき, 1トン未満は四捨五入

* D及びFにつき, 小数点第2位以下は四捨五入

(別表4)

平成15年度ないし平成18年度につき競合他社の存在を考慮した原告製品の販売可能数量

	期 間	年 度	A	B	C
			被告製品の販売数量(kg)	被告製品を除く市場における原告製品の市場占有率(%)	Aのうち競合他社の存在を考慮した原告製品の販売可能数量(kg)
	平 成	平 成	別表1のC	別表3のF(平成15年度～平成18年度)	A×B
第2期	15.04.01 ~ 16.03.31	15年度			
	16.04.01 ~ 17.03.31	16年度			
	17.04.01 ~ 18.03.31	17年度			
第3期	18.04.01 ~ 19.03.31	18年度			
	19.04.01 ~ 20.03.31	19年度			
	20.04.01 ~ 21.03.31	20年度			
	21.04.01 ~ 21.09.30	21年度上半期			
	21.10.01 ~ 22.03.31	21年度下半期			
	22.04.01 ~ 23.03.31	22年度			
	合計(kg)				

* Cにつき、1kg未満は切り捨て

* Bの平成19年度ないし平成22年度については、競合他社の存在が認められない(本文参照)ため、いずれの表も[100]で示している。

(別表5)

特許法102条1項による1審原告の損害額

	期 間	年 度	A	B	C	D
	平 成	平 成	被告製品の販売数量(kg) 別表1のC	Aのうち特許法102条1項ただし書の事情を考慮した後の原告製品の販売可能数量(kg) 別表4のC	原告製品の単位数量当たりの利益の額(円/kg) 別表2-1	特許法102条1項による原告の損害額(円) B×C
第2期	16.04.01~ 16.08.31	15年度				
	16.04.01~ 17.08.31	16年度				
	17.04.01~ 18.08.31	17年度				
第3期	18.04.01~ 18.08.31	18年度				
	18.04.01~ 20.08.31	19年度				
	20.04.01~ 21.08.31	20年度				
	21.04.01~ 21.09.30	21年度 上半期				
	21.10.01~ 22.08.31	21年度 下半期				
	22.04.01~ 22.08.31	22年度				
	合 計					

*Dにつき、1円未満は切り捨て

(別表6)

損害額一覧

	期間	年度	A	B	C	D	E
	平成	平成	逸失利益	実施料 相当額	年度別合計	弁護士費用相当 額	1審原金の損害 額合計
			特許法102条 1項による損害 額(逸失利益) (円) 別表5のD	特許法102条 3項による損害 額(実施料相 当) (円)		弁護士費用相当 の損害額(円)	
第1期	15.01.31- 15.03.31		-			1,000,000	
第2期	15.04.01- 16.03.31	15年度		-		18,000,000	
	16.04.01- 17.03.31	16年度		-			
	17.04.01- 18.03.31	17年度		-			
第3期	18.04.01- 18.03.31	18年度		-		81,000,000	
	19.04.01- 20.03.31	19年度		-			
	20.04.01- 21.03.31	20年度		-			
	21.04.01- 21.03.31	21年度 上半期		-			
	21.10.01- 22.03.31	21年度 下半期		-			
	22.04.01- 22.03.31	22年度		-			
	総合計(円)		(円)	(円)	(円)	100,000,000 (円)	1,800,892,796 (円)